

常勤臨時指導員の勤務条件

R8.4

常勤臨時指導員とは、分割学童及び児童数40人以下の単独学童において、2名の正規指導員とともに保育に従事する1年雇用の臨時指導員のことをいう。

○賃金について

8：00～10：00の間 1,340円

10：00～17：00の間 1,290円

17：00～19：30の間 1,340円

(再延長保育の時間帯は19時～19時半となり、再延長実施学童において、この時間帯に勤務すれば700円の再延長手当を支給。※例外もあり)

○放課後児童支援員認定資格手当

放課後児童支援員認定資格を取得している者はその年度から。放課後児童支援員認定資格を年度途中に取得した者は次年度より、月1,000円を支給する。

○処遇改善手当

放課後児童支援員認定資格を取得している者は月額7,300円、取得していない者は7,200円を支給する。

○勤務形態について

勤務については、原則、月曜日から金曜日とし、次のとおりのシフト勤務とする。なお、土曜日の勤務が生じる場合は、同月内に他の日と振り替えて休暇を取得する。

警報発令等で閉所を決定した場合は、原則、勤務を要しない。また、合同保育・児童数によってシフトを変更する場合がある。

A形態 通常(月～金)放課後保育(5時間勤務)

12：30～17：30

13：00～19：00(延長保育に従事)

13：30～19：30(延長+再延長保育に従事)

B形態 短縮授業(給食無)時保育(6時間30分勤務)

11：00～17：30

11：00～19：00(延長保育に従事)

11：00～19：30(延長+再延長保育に従事)

卒業式前の6年生(在籍の有無によらない)の短縮授業時はB勤務

B-C形態 始業式・終業式及び入学式後の超短縮時保育(7時間30分勤務)

10：00～17：30

10：30～19：00(延長保育に従事)

10：30～19：30(延長+再延長保育に従事)

C形態 三期(春夏冬)休業、入学式、卒業式、卒業式後、創立記念日、保護者参観振替保育(8時間勤務)

8：00～17：00・・・①

8：30～17：30・・・②

10：00～19：00(延長保育に従事)・・・③

10：00～19：30(延長+再延長保育に従事)・・・③

卒業式当日の勤務はC形態(8時勤務は必須ではない。)

6年生が在籍しない学童の卒業式後については、②及び③とする。

C-C形態 土曜日(8時間勤務)

8：30～17：30

○休憩について

勤務時間が6時間を超える時は45分、8時間以上の時は1時間とする。

※やむを得ず休憩が取れなかった場合は、賃金を支払う

○年次有給休暇について

日曜、祝祭日の休暇の他、年次有給休暇は、所定労働日（その月における学童保育運営日）の5割以上を出勤し、複数月継続して勤務する者に対して、次の表のとおり年次有給休暇（勤続年数により比例）を付与し、その都度、休暇届を提出するものとする。

年休の取得については、1時間単位で取得できるものとし、5時間をもって1日とする。

※採用1年目については6ヶ月更新とし、当初の6ヶ月間の有給休暇の日数は5日とする。

採用日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有給休暇の日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	2日	1日	0日

○特別休暇について（別途定める要件・日数）

（有給）生理休暇、忌引休暇

（無給）介護休業、介護休暇、子の看護休暇

○通勤手当について

支給対象

・通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者及び自動車等を使用することを常例とする者で、徒歩により通勤したものである場合の通勤距離が片道2km以上の者とする。

支給金額

・1ヶ月の運賃が、55,000円以下の場合はその全額（6ヶ月定期の購入を厳守）、55,000円を超えるときは、55,000円とする。

・自動車等にあつては

2 km以上	5 km未満	2,000円
5 km以上	10 km未満	4,200円
10 km以上	15 km未満	7,100円
15 km以上	20 km未満	10,000円
20 km以上	25 km未満	12,900円
25 km以上	30 km未満	15,800円
30 km以上		18,700円 の額

※1月の出勤日数が17日未満の場合は、日割支給とする。

※自転車通勤の場合、対人・対物賠償額が5,000万円以上の損害保険に加入した者については、上記に金額に1,500円を加算する。

○皆勤手当について

毎月1日から月末までの勤務において、開所日数と勤務日数（有給を含む）の差が3日以内の者については皆勤手当として3,000円を支給する。なお、警報等の発令時の開閉所についても同様に算出する。

○保険加入等について

健康保険・厚生年金・雇用保険・労働災害保険への加入及び健康診断を実施する。